

# 県立広島大学動物実験規程

平成25年3月7日  
法人規程第15号

## 目次

- 第1章 総則（第1条－第6条）
- 第2章 動物実験委員会（第7条）
- 第3章 動物実験等の実施（第8条－第11条）
- 第4章 施設等（第12条－第14条）
- 第5章 実験動物の飼養及び保管（第15条－第24条）
- 第6章 安全管理（第25条・第26条）
- 第7章 教育訓練（第27条）
- 第8章 自己点検・評価及び検証（第28条）
- 第9章 情報公開（第29条）
- 第10章 雑則（第30条・第31条）
- 附則

## 第1章 総則

（趣旨及び基本原則）

第1条 この規程は、公立大学法人県立広島大学（以下「本学」という。）における動物実験等を適正に行うため、必要な事項を定めるものとする。

2 動物実験等については、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号。以下「飼養保管基準」という。）、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号。以下「基本指針」という。）、動物の殺処分方法に関する指針（平成7年総理府告示第40号）及び日本学術会議が定める動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（以下「ガイドライン」という。）その他関係法令等に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

3 動物実験等の実施に当たっては、法、飼養保管基準、基本方針、ガイドラインその他の関係法令に則し、動物実験の基本原則である次の3Rに基づき、適正に実施しなければならない。

（1）代替法の利用（Replacement） 科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをい

う。

- (2) 使用数の削減 (Reduction) 科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により、実験動物を適切に利用することに配慮することをいう。
- (3) 苦痛の軽減 (Refinement) 科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によらなければならないことをいう。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「動物実験等」 実験動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他科学上の利用に供することをいう。
- (2) 「飼養保管施設」 実験動物を恒常的に飼養若しくは保管し又は動物実験等を行う施設・設備をいう。
- (3) 「実験室」 実験動物に実験操作（48時間以内の一時的保管を含む。）を行う動物実験室をいう。
- (4) 「施設等」 実験動物の飼育若しくは保管又は動物実験を行う施設をいう。
- (5) 「実験動物」 動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養又は保管している哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物（施設等に導入するために輸送中のものを含む。）をいう。
- (6) 「動物実験計画」 動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (7) 「動物実験実施者」 動物実験等を実施する者をいう。
- (8) 「動物実験責任者」 動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (9) 「管理者」 理事長の命を受け、実験動物及び施設等を管理する各学部の長をいう。
- (10) 「実験動物管理者」 実験動物に関する知識及び経験を有する教員で、管理者を補佐し、実験動物の管理を担当する者をいう。
- (11) 「飼養者」 実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、本学において実施される哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物の生体を用いるすべての動物実験等に適用される。

- 2 動物実験責任者は、本学以外の機関に動物実験等の実施を委託する場合は、委託先においても、基本指針その他の関係法令等に基づいて動物実験等が実施されることを確認しなければならない。

(理事長の責務)

第4条 理事長は、本学における動物実験等の実施に関する最終的な責任を有するとともに、動物実験等の実施状況の把握及び動物実験等が適正に実施されるために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(学部長の責務)

第5条 学部長は、動物実験等の円滑な実施のため、実験動物による危害防止に必要な措置を講ずるように努めなければならない。

第6条 学部長は、当該部局等で動物実験等を行おうとするときは、実験動物管理者を置かなければならない。

## 第2章 動物実験委員会

(動物実験委員会)

第7条 理事長は、動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握、教育訓練、自己点検・評価、情報公開、その他動物実験等の適正な実施に関して報告又は助言を行う組織として、公立大学法人県立広島大学研究推進委員会規程（平成19年法人規程第25号。）第8条に基づき、公立大学法人県立広島大学研究推進委員会（以下「研究推進委員会」という。）の専門部会として動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織、議事その他必要な事項は、別に定める。

## 第3章 動物実験等の実施

(実験計画の立案)

第8条 動物実験責任者は、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案する。

- (1) 研究の学術的、教育的な意義及び必要性。
- (2) 実験動物を使用しない代替の研究方法の検討。
- (3) 実験動物の使用する個体数を最小限にする努力を行う。すなわち、研究の目的に最適な動物種を選定し、データの妥当性と信頼性を保証でき得る最低限の個体数を用いる。
- (4) 実験動物の遺伝学的及び微生物学的品質を適切な水準に保つ。
- (5) 動物福祉を考慮し、適切な飼養条件を維持する。
- (6) 実験動物に与える苦痛が最低限になるように努力する。研究の遂行上必須の手法・場面以外では動物に苦痛を与えない。
- (7) 実験動物に強い苦痛を与える可能性がある実験(致死的な毒性試験, 感染実験, 放射線照射実験, 強い疼痛や無麻酔で侵襲を加える実験等)を行う場合は、動物実験等を計画する段階で、動物福祉を遵守したエンドポイント(実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング)の設定を行う。

- 2 動物実験計画の立案及び実験方法の検討に当たっては、動物実験の範囲を教育・研究に必要な最小限度にとどめるため、委員会委員など動物実験の専門家（以下「動物実験専門家」という。）に助言を求め、有効かつ適切な実験を行うよう努めなければならない。

（実験計画書の提出、審査、成果の報告、証明書の請求等の手続き等）

第9条 動物実験責任者が動物実験を行うに当たっては、動物実験の具体的な実施計画を記入した動物実験計画書（別記様式第1号）を理事長へ提出しなければならない。

- 2 動物実験責任者が動物実験計画の内容を変更するに当たっては、速やかに動物実験計画変更承認申請書（別記様式第2号）を理事長に提出しなければならない。
- 3 理事長は、第1項及び第2項の提出があったときは、動物実験責任者が所属する学部の委員会に付議し、その結果を動物実験責任者に通知するものとする。
- 4 動物実験責任者は、前項の結果について異議があるときは、結果通知書が交付された日の翌日から起算して14日以内に、動物実験計画審査結果通知書に対する異議申立書（別記様式第3号）により、理事長に異議申立てをすることができる。ただし、異議申立ては、同一の動物実験計画について1回に限る。
- 5 理事長は、前項の異議の申立てがあった場合は、委員会に再度付議し、その結果を動物実験責任者に通知するものとする。
- 6 動物実験責任者は、理事長の承認を受けた後でなければ動物実験を行うことができない。
- 7 動物実験責任者が動物実験を終了・中止するに当たっては、事由の発生後、1ヶ月以内に、動物実験（終了・中止）結果報告書（別記様式第4号）及び個別自己点検報告書（別記様式第5号）を理事長に提出しなければならない。
- 8 動物実験責任者が年度をまたいで実験を継続する場合、理事長は年度末に動物実験責任者に対して個別自己点検報告書（別記様式第5号）の提出を求めることができる。
- 9 動物実験実施者が動物実験に関する論文、著書、学会発表等を行った場合、事由の発生後、速やかに動物実験成果報告書（別記様式第6号）を理事長に提出する義務を負う。
- 10 研究に係る論文等の発表又は研究助成申請のために動物実験計画の審査証明書が必要な者は、動物実験計画審査証明請求書（別記様式第7号）を学部長に提出しなければならない。

（実験操作）

第10条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たっては、法、飼養保管基準及び指針等に則するとともに、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと
- (2) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること  
ア 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用

イ 実験の終了の時期（人道的エンドポイントを含む）の配慮

ウ 適切な術後管理

エ 適切な安楽死の選択

(3) 安全管理に注意を払うべき実験（物理的・化学的に危険な材料，病原体又は遺伝子組換え生物等を用いる実験）については，関係法令等及び本学における関係規程等に従うこと

(4) 物理的，科学的に危険な材料又は病原体等を扱う動物実験等について，安全のための適切な施設や設備を確保すること

(5) 実験の実施に先立ち，必要な実験手技等の習得に努めること  
(実験終了後の処置等)

第11条 動物実験責任者は，実験を終了又は中止した後，動物を処分する場合は，致死量以上の麻酔薬の投与又は頸椎脱臼等によって，苦痛を与えないよう速やかに処置しなければならない。

2 動物実験責任者は，動物の死体については，人及び他の実験動物の健康及び生活環境を損なうことのないよう，適切に処置しなければならない。

#### 第4章 施設等

(飼養保管施設の要件)

第12条 飼養保管施設は，次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 適切な温度，湿度，換気，明るさ等を保つことができる構造等とすること

(2) 動物種や飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること

(3) 床や内壁などが清掃，消毒等が容易な構造で，器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること

(4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること

(5) 臭気，騒音，廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること

(6) 実験動物管理者が置かれていること

(実験室の要件)

第13条 実験室は，次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し，実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること

(2) 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること

(3) 常に清潔な状態を保ち，臭気，騒音，廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること

(施設および設備の整備)

第14条 理事長は，動物実験を適正かつ円滑に実施するために必要な施設・設備の整

備等の条件整備に努めなければならない。

## 第5章 実験動物の飼養及び保管

(マニュアルの作成と周知)

第15条 実験動物管理者は、飼養保管のマニュアルを定め、動物実験実施者及び飼養者に周知しなければならない。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第16条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者（以下「実験動物管理者等」という。）は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

(実験動物の導入)

第17条 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たっては、関係法令や指針等に基づき適正に管理されている機関から導入しなければならない。

2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、適切な検疫、隔離飼育等を行わなければならない。

3 実験動物管理者は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じなければならない。

(給餌・給水)

第18条 実験動物管理者等は、実験動物の生理、生態及び習性等に応じて、適切に給餌・給水を行わなければならない。

(健康管理)

第19条 実験動物管理者等は、実験目的以外の傷害や疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行わなければならない。

2 実験動物管理者等は、実験動物が実験目的以外の傷害を被り、又は疾病にかかったときは、適切な治療等を行わなければならない。

(異種又は複数動物の飼育)

第20条 実験動物管理者等は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養又は保管するときは、その組み合わせを考慮した収容を行わなければならない。

(記録の保管及び報告)

第21条 動物実験責任者は、実験動物の入手先、飼育履歴及び病歴等に関して、実験動物飼養保管記録簿（別記様式第8号）により記録し、保管しなければならない。

2 実験動物管理者は、年度毎に、飼養保管した実験動物の種類及び数等について、実験動物飼養保管報告書（別記様式第9号）により所属する学部の委員会に報告しなければならない。

(譲渡の際の情報提供)

第22条 実験動物管理者は、実験動物の譲渡に当たっては、その特性、飼養保管の方

法及び感染性疾病等に関する情報を提供しなければならない。

(輸送)

第23条 実験動物管理者は、実験動物の輸送に当たっては、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保並びに人への危害防止に努めなければならない。

(実験動物飼養保管状況の点検等)

第24条 実験動物管理者は、日常の点検業務、飼養保管の記録、設備の保守点検記録等を参考に、実験動物飼養保管状況の自己点検票(別記様式第10号)を1年に1回以上作成し、委員会に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた委員会は、その内容により必用と判断された場合、委員長等による視察を行わなければならない。視察結果は、実験動物飼養保管状況の視察結果記録簿(別記様式第11号)に記録し、委員会に報告するものとする。

3 前項の記録は、その内容により必要と判断される場合は、研究推進委員会委員長を経て、理事長に報告するものとする。

## 第6章 安全管理

(危害防止)

第25条 管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めなければならない。

2 管理者は、人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡しなければならない。

3 管理者は、実験動物由来の感染症及び実験動物による咬傷等に対する予防策を実施するとともに、発生時には必要な措置を講じなければならない。

4 管理者は、毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合は、人への危害の発生を防止するため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別途定めなければならない。

5 管理者は、実験動物の飼養や動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じなければならない。

(緊急時の対応)

第26条 管理者は、地震、火災等の緊急時にとるべき措置をあらかじめ定め、関係者に対して周知を図らなければならない。

2 管理者は、緊急事態発生時において、実験動物の保護及び実験動物の逸走による危害防止に努めなければならない。

3 緊急事態発生時の具体的な対応計画については、別に定める。

## 第7章 教育訓練

(教育訓練)

第27条 管理者は、実験動物管理者等に、次に掲げる事項に関する所定の教育訓練を

受けさせなければならない。

- (1) 関係法令，国の定める指針等及び本学の定める規程等
- (2) 動物実験の方法及び実験動物の取扱いに関する基本的事項
- (3) 実験動物の飼養保管に関する基本的事項
- (4) 安全確保，安全管理に関する事項
- (5) 人獣共通感染症に関する事項
- (6) 施設等の利用に関する事項
- (7) その他動物実験等の適切な実施に関する事項

2 委員会は，教育訓練の実施日，教育内容，講師及び受講者名を記録し，教育訓練実施記録票（別記様式第12号）により，保管しなければならない。

## 第8章 自己点検・評価及び検証

（自己点検・評価・検証）

第28条 理事長は，委員会に，基本指針への適合性に関する自己点検・評価を行わせなければならない。

2 委員会は，学部内の動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を毎年度行い，自己点検・評価報告書（別記様式第13号）により，研究推進委員会委員長を経てその結果を理事長に報告しなければならない。

3 委員会は，実験者，管理者並びに飼養者等に，自己点検・評価のための資料を提出させることができる。

4 理事長は，自己点検・評価の結果について，学外の者による検証を受けるように努めなければならない。

## 第9章 情報公開

（情報公開）

第29条 理事長は，本学における，動物実験等に関する情報で，研究上の秘密に属しない項目（動物実験計画の審査状況，使用実験動物数，動物実験施設延べ利用者数，教育訓練実施状況，研究成果等）について毎年1回程度公表する。

## 第10章 雑則

（準用）

第30条 第2条第5号に定める実験動物以外の動物を使用する動物実験等については，飼養保管基準の趣旨に沿って行うよう努めるものとする。

（その他）

第31条 この規程に定めるもののほか，必要な事項は，理事長が別に定める。



附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

## 動物実験計画書

平成 年 月 日（提出）

公立大学法人県立広島大学理事長 様

申請者（動物実験責任者）

所 属 \_\_\_\_\_

職 名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

1 実験課題名				
2 動物実験実施者				
役 割	所 属	職 名	氏 名	教育訓練の有無
動物実験責任者				
動物実験実施者				
3 研究の概要 (目的, 研究内容及び実施期間並びに当該研究に係る国内外の研究状況, 学会等の見解等を明記し, 具体的な実施計画は別記すること。)				

4 実験方法等											
実験実施期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日 ( 年 ヶ月)										
実験の場所	飼養保管施設： 実験場所：										
使用動物	動物種	系 統	性別	匹数	入手先	備考					
実験概要 (※必用に応じて、人道的エンドポイントも記載すること)											
実験方法の種類 (関連項目の全てに○)	1 組織学            2 生理学            3 病理学            4 生化学 5 薬理学            6 免疫学            7 行動観察            8 遺伝学 9 系統維持・繁殖            10 外科的処置 11 組換え DNA 実験 (遺伝子組換え実験安全委員会承認番号： ) 12 材料採取 ( ) 13 その他 ( ) ※11 組換え DNA 実験に○をする場合は、承認番号も記載すること。										
実験カテゴリー	<table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:20%; text-align:center;">A</td> <td style="width:20%; text-align:center;">B</td> <td style="width:20%; text-align:center;">C</td> <td style="width:20%; text-align:center;">D</td> <td style="width:20%; text-align:center;">E</td> </tr> </table>						A	B	C	D	E
A	B	C	D	E							
動物の苦痛軽減の方法	1 麻酔薬等 ( ) 投与 2 保定等 3 その他 ( )										
安楽死の方法	1 麻酔薬等 ( ) 投与            2 炭酸ガス 3 中枢神経破壊            4 その他 ( )										
実験終了後の処置	1 大学内で焼却 (場所： ) 2 外部業者に委託 3 その他 ( )										
動物実験を必要とする理由	1 代替手段がない            2 代替手段の精度が不十分 3 代替手段の経費が甚大 4 その他 ( )										
備考											

※施設の利用に際しては、各施設の「標準操作手順書」及び「緊急時における対応計画」に留意すること。

### 動物実験計画変更承認申請書

平成 年 月 日（提出）

公立大学法人県立広島大学理事長 様

申請者（動物実験責任者）

所 属 \_\_\_\_\_

職 名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

動物実験計画を下記のとおり，変更したいので承認願います。

記

承認番号： [ \_\_\_\_\_ ]

実験課題名： 「 \_\_\_\_\_ 」

#### 1 変更事項\*

##### (1) 動物実験責任者及び動物実験実施者の変更

変更・追加・削除	役 割	所 属	職 名	氏 名	教育訓練 の有無	実験実施期間 (実験予定期間と異 なる場合記載)

##### (2) 実験動物種及び使用数等の変更

##### (3) 実験実施期間の変更

##### (4) その他

#### 2 変更等の理由

備考 \*1 変更箇所について，各項目に変更内容を簡潔に記載すること。

2 上記1の変更内容を反映させた動物実験計画書（別記様式第1号）を新たに提出すること。

別記様式第3号（第9条関係）

動物実験計画審査結果通知書に対する異議申立書

年 月 日（申立）

公立大学法人県立広島大学理事長 様

申立者（動物実験責任者）

所 属 \_\_\_\_\_

職 名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

県立広島大学動物実験規程第9条第4項に基づき、審査結果に資料を添えて異議を申立てます。

課題名： \_\_\_\_\_

（動物実験計画審査結果通知書 通知番号 第 \_\_\_\_\_ 号 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日通知）

申立ての理由

動物実験（終了・中止）結果報告書

平成 年 月 日（提出）

公立大学法人県立広島大学理事長 様

報告者（動物実験責任者）

所 属 \_\_\_\_\_

職 名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

下記の動物実験を（終了・中止）したので、結果を報告します。

記

承認番号：[ \_\_\_\_\_ ]

実験課題名：「 \_\_\_\_\_ 」

終了・中止日：平成 年 月 日

1 主な研究成果
2 使用動物種と使用匹数
3 終了・中止後の実験動物の措置
4 自己点検・評価欄 ・動物実験の実施について <input type="checkbox"/> 承認どおり実験計画を実施した <input type="checkbox"/> 承認された計画に変更を加えて実施した（変更について承認を得ていること） <input type="checkbox"/> 承認どおり実験計画を実施しなかった（中止したときを含む） <input type="checkbox"/> その理由 [ _____ ]

※ 「1 主な研究成果」については予定も含めて簡潔に記入してください。また著書・論文や学会発表は動物実験成果報告書（別記様式第6号）にて随時報告してください。

動物実験委員会（ ）委員長 様

平成 年度 個別自己点検報告書（動物実験実施状況）

提出日 平成 年 月 日

動物実験責任者	(学部名)	(学科名)	
	(氏名)	(職名)	
実験課題名	承認番号		
動物実験の実施期間	平成 年 月 日	～	平成 年 月 日
使用動物種		左の動物数	
1 総合的实施状況	総合的に見て、適正に実施することができたか。 <input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 改善すべき点があった		
2 動物の選択	使用動物種は適正であったか。また、動物を適正に用いたか。 <input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 改善すべき点があった		
3 動物数の削減	使用動物数（実験使用数及び繁殖数）の削減に努めたか。 <input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 改善すべき点があった		
4 侵襲性の高い大規模在命手術の実施	侵襲性の高い大規模在命手術（開胸術、開腹術、開頭術等）は十分な知識と経験を有する者、あるいはその指導下で実施したか。 <input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 改善すべき点があった <input type="checkbox"/> 該当しない		
5 動物の選択苦痛軽減及び安楽死	動物の苦痛軽減、排除及び安楽死を計画書に記載のとおり、適正に行ったか。また、苦痛度の高い実験において、人道的エンドポイントに沿った安楽死を実施したか。 <input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 改善すべき点があった ※鎮痛・麻酔薬名及び安楽死法を記載すること。		
6 施設等の利用	飼養保管施設及び実験室を適正に使用したか。また、実験は計画書に記載した場所で実施したか。 <input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 改善すべき点があった		
7 事故の発生 ※動物に起因する人の傷害や疾病（アレルギー含む）の罹患があれば、その旨も記載すること。	県立広島大学動物実験規程に基づく、事故の措置等の有無。 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり ・発生日時： 被災者名： ・発生日時： 被災者名：		
8 その他			
※ 学部動物実験委員会の意見	記入日：	<input type="checkbox"/> 特に問題なし <input type="checkbox"/> 下記の点につき注意を要する	

記入要領

- ① 実験課題名は、動物実験計画書の「実験課題名」を記入してください。
- ② 承認番号は、審査結果通知書の通知番号を記入してください。また、変更承認がある場合は、最新の通知番号を記入してください。
- ③ 動物実験の実施期間は、当初承認時の実験予定期間を記入してください。また、期間の変更承認がある場合は、最新の実験予定期間を記入してください。
- ④ 項目1から6について、■改善すべき点があった場合には下の枠内にその理由を簡潔に記載してください。
- ⑤ 項目7については、■ありの場合には下の枠内に発生日時と被災者名を記入してください。
- ⑥ 項目8については、「在命手術において、必用に応じた術後管理等を実施した場合」、「実験目的以外の動物の傷害や疾病が発生した際に、適正な治療、措置（安楽死含む）を実施した場合」等、必要に応じて記入してください。
- ⑦ ※の項目については、学部の動物実験委員会が記入するので、記入しないでください。

別記様式第6号（第9条関係）

## 動物実験成果報告書

平成 年 月 日（提出）

公立大学法人県立広島大学理事長 様

報告者（動物実験責任者）

所 属 \_\_\_\_\_

職 名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

印

下記の動物実験の成果を報告します。

記

承認番号： [ \_\_\_\_\_ ]

1 実験課題名
2 研究成果

※研究成果は論文、著書、学会・研究会の発表について下記所定の書式で記入してください。

【論文】 著者，雑誌名，巻，頁，発行年

【書籍】 編者（著者），書籍名，章，頁，発行年，出版社，出版社都市

【学会及び研究会発表】 発表者，学会（大会，研究会）名，発表年月

（抄録掲載誌が有る場合は雑誌の書式で記入してください）



別記様式第7号（第9条関係）

## 動物実験計画審査証明請求書

年 月 日（提出）

県立広島大学（ ）学部長 様

申立者

所 属 \_\_\_\_\_

職 名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

県立広島大学動物実験規程第9条第10項に基づき、研究に係る論文等の発表又は研究助成申請のために研究倫理審査証明書を申請します。

実験課題名

（動物実験計画審査結果通知書 通知番号 第 号 年 月 日通知）

申請者（動物実験責任者）

動物実験実施者

請求目的

証明書提出先



実験動物飼養保管記録簿

動物実験責任者

所属 \_\_\_\_\_

飼養保管施設 〇〇キャンパス〇〇〇室

職名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

動物種名	マウス、ラット、スナネズミ、ウサギ、ブタ等
系統名	FVB (STOCK Tg(TIE2FGP)287Sato/j)、Wistar、日本白色種等

■飼育履歴

日付	飼育履歴 (入手、移動、処分、譲渡等)
平成〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇より〇〇匹入手、棟 〇〇室に搬入
平成〇〇年〇〇月〇〇日	繁殖、実験開始
平成〇〇年〇〇月〇〇日	実験に使用 安楽死により処分
平成〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇棟 〇〇室へ移動
平成〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇に〇〇匹譲渡

■病歴等

日付	病歴等
平成〇〇年〇〇月〇〇日	マウス肝炎ウイルス感染のため安楽死処分
平成〇〇年〇〇月〇〇日	Pasteurella pneumotropica 感染判明
平成〇〇年〇〇月〇〇日	バイトリルによる Pasteurella pneumotropica 駆除開始
平成〇〇年〇〇月〇〇日	実中研の培養検査で Pasteurella pneumotropica (-)

## 実験動物飼養保管報告書

動物実験委員会（ ）委員長 様

実験動物管理者

所属・職位

氏 名

印

平成 年度に飼養保管した実験動物の種類と数について報告します。

報告年月日 平成 年 月 日

飼養保管施設の名称等	名称：			
	棟名：	室番号：		
対象期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日			
実験動物	動物種名	匹数(A) <sup>※1</sup>	匹数(B) <sup>※2</sup>	飼養保管匹数(A+B) <sup>※3</sup>
				0
				0
				0
				0
				0
				0
				0
				0
				0
				0
				0
				0
				0
			0	

※1 匹数(A)：対象年度中に「実験に使用し死亡した動物の匹数」と「飼育中に死亡した動物の匹数」の合計

※2 匹数(B)：対象年度末に保管していた動物の匹数

※3 飼養保管匹数：AとBの合計

### 実験動物飼養保管状況の自己点検票

飼養保管施設の名称	
管理者氏名（学部の長）	
実験動物管理者氏名	
飼養者（人数）※1	名
飼養保管動物種および数	動物種： 飼養数※2：
点検実施日および実施者	実施日： 実施者※3：

※1 飼養者（人数）は、施設に出入りする学生を含む。また、実人数で記載すること。

※2 飼養数は点検実施日の数とする。

※3 点検実施者は、原則、実験動物管理者とする。

点検項目		点検結果	備考
飼養保管の方法	適切な給餌・給水が実施されているか？	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	生理、生態、習性等に応じ、必要な健康の管理がなされているか？	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保はされているか？	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	実験目的以外の傷害や疾病の発生日常的予防措置、発生時の治療等が実施されているか？	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	動物の導入時に検疫、隔離飼育等を実施しているか？	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> 該当せず	
	飼育環境への順化、順応を図っているか？	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	異種動物の同一飼育室での飼育、複数個体の同一ケージでの飼育の際、組合せに配慮しているか？	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> 該当せず	
施設構造等	飼育ケージは、動物が自然な姿勢で日常的な動作を行える大きさを有するか？	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	飼育室の温度、湿度、換気、照度は、動物に過度のストレスがかからない範囲にあるか？	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	飼育室、飼育装置の等の床、内壁、	<input type="checkbox"/> Yes	

	天井は清掃や衛生状態の維持が容易な構造を有しているか？	<input type="checkbox"/> No	
	突起物、穴、くぼみ、斜面等で動物が傷害を受けるおそれはないか？	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
教育訓練	飼養保管の方法、廃棄物処理の方法、逸走時や緊急時の対応、その他の飼養保管施設での具体的な作業手順等を記載したマニュアル等が整備されているか？	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	マニュアル等による動物実験従事者や飼養者への教育を実施しているか？	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
生活環境の保全	動物死体および汚物の保管、処理は適切に行われているか？	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	施設は常に清潔に保たれているか？	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	悪臭、騒音、害虫等の発生により、施設周辺からの苦情はないか？	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
危害等の防止	飼育室や飼育装置は、動物が逸走しない構造及び強度を有しているか？	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	関係者に、実験動物に由来する微生物感染、アレルギー、怪我に対する防護措置（隔離飼育装置の設置、マスク、グローブ、ゴーグル等の着用等）を採っているか？	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	防護措置：
	動物の数及び状態の確認のため、日常的な管理、点検、巡回等を実施しているか？	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	動物による危害防止に必要な情報（動物の取り扱いや実験に伴う病原体や有害化学物質等に関する情報）の保有が共有されているか？	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> 該当せず	
	実験に無関係な者の立入制限をしているか？	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	有毒動物（毒ヘビ等）を飼養保管する場合、抗毒素血清等の救急医薬品の準備はあるか？また、医師による救急措置が行えるか？	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> 該当せず	

	動物の逸走に備えた捕獲器具は備えられているか？	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	人に危害を及ぼすおそれや環境保全上の問題のある実験動物（特定動物、特定外来生物、遺伝子組換え動物等）が施設外へ逸走した場合の連絡先は明確か？	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> 該当せず	連絡先：
	地震や火災発生時の緊急対応措置の計画が整備されているか？	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	人と動物の共通感染症に関する知識の習得、情報の収集はされているか？	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	人と動物の共通感染症が発生した場合の学内連絡先は明確か？	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	連絡先：
記録管理	実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録台帳等が整備されているか？	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	人に危害を及ぼすおそれのある実験動物（特定動物、危険な特定外来生物等）には、個体識別措置が講じられているか？	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> 該当せず	個体識別法：
輸送	動物の輸送に際し、動物の健康及び安全、人への危害防止の点で問題は生じていないか？	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	

※ 点検結果で、No のチェックした場合には、備考欄にその理由を記入すること

※ 備考欄の具体的事項も記入すること

※ 点検は動物を飼育している状態で行うことを前提とするが、点検時に動物が飼育されていない場合は、飼育時を顧みて点検を行うこと

別記様式第11号（第24条関係）

## 実験動物飼養保管状況の視察結果記録簿

動物実験委員会（ ）委員長

所 属 \_\_\_\_\_

職 名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

1 実験動物管理者による、「実験動物飼養保管状況の自己点検票」作成日時  
平成 年 月 日

2 委員長等（動物実験委員会）による視察日時  
平成 年 月 日

3 視察場所  
〇〇キャンパス実験動物飼養保管施設

4 視察結果及び改善に向けた助言等

--

5 その他（必用に応じて、記載すること）

--



## 教育訓練実施記録票

動物実験委員会（ ）

### 1 実施内容

開催場所	
実施日時	平成 年 月 日 時 分～ 時 分
講師	
教育訓練内容	
備考	

※ 教育訓練に用いた資料等を、添付すること。

### 2 教育訓練受講者

#	所属	職・学籍番号	氏名	ふりがな
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

別記様式第13号（第28条関係）

平成 年度動物実験に関する  
自己点検・評価報告書

動物実験委員会（ ）

平成 年 月

## I 規程及び体制等の整備状況

### 1 機関内規程

(1) 評価結果 <input type="checkbox"/> 基本指針に適合する機関内規程が定められている。 <input type="checkbox"/> 機関内規程は定められているが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 機関内規程が定められていない。
(2) 自己点検の対象とした資料
(3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）
(4) 改善の方針，達成予定時期

### 2 動物実験委員会

(1) 評価結果 <input type="checkbox"/> 基本指針に適合する動物実験委員会が置かれている。 <input type="checkbox"/> 動物実験委員会は置かれているが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 動物実験委員会は置かれていない。
(2) 自己点検の対象とした資料
(3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）
(4) 改善の方針，達成予定時期

### 3 動物実験の実施体制

(動物実験計画書の立案, 審査, 承認, 結果報告の実施体制が定められているか。)

(1) 評価結果 <input type="checkbox"/> 基本指針に適合し, 動物実験の実施体制が定められている。 <input type="checkbox"/> 動物実験の実施体制が定められているが, 一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 動物実験の実施体制が定められていない。
(2) 自己点検の対象とした資料
(3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点があれば, 明記する。)
(4) 改善の方針, 達成予定時期

### 4 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制

(遺伝子組換え動物実験, 感染動物実験等の実施体制が定められているか。)

(1) 評価結果 <input type="checkbox"/> 基本指針に適合し, 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められている。 <input type="checkbox"/> 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められているが, 一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められていない。 <input type="checkbox"/> 該当する動物実験は, 行われていない。
(2) 自己点検の対象とした資料
(3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点があれば, 明記する。)
(4) 改善の方針, 達成予定時期

5 実験動物の飼養保管の体制

(部局内における実験動物の飼養保管施設が把握され、各施設に実験動物管理者が置かれているか。)

(1) 評価結果 <input type="checkbox"/> 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正な飼養保管の体制である。 <input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。
(2) 自己点検の対象とした資料
(3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点があれば、明記する。)
(4) 改善の方針, 達成予定時期

6 その他

(動物実験の実施体制において、特記すべき取り組み及びその点検・評価結果)

--

## II. 実施状況

### 1 動物実験委員会

(動物実験委員会は、機関内規程に定めた機能を果たしているか。)

(1) 評価結果 <input type="checkbox"/> 基本指針に適合し、適正に機能している。 <input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。
(2) 自己点検の対象とした資料
(3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点があれば、明記する。)
(4) 改善の方針, 達成予定時期

### 2 動物実験の実施状況

(動物実験計画書の立案, 審査, 承認, 結果報告が実施されているか。)

(1) 評価結果 <input type="checkbox"/> 基本指針に適合し、適正に動物実験が実施されている。 <input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。
(2) 自己点検の対象とした資料
(3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点があれば、明記する。)
(4) 改善の方針, 達成予定時期

### 3 安全管理を要する動物実験の実施状況

(当該実験が安全に実施されているか。)

(1) 評価結果 <input type="checkbox"/> 基本指針に適合し、当該実験が適正に実施されている。 <input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。 <input type="checkbox"/> 該当する動物実験は、行われていない。
(2) 自己点検の対象とした資料
(3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点があれば、明記する。)
(4) 改善の方針, 達成予定時期

### 4 実験動物の飼養保管状況

(実験動物管理者の活動は適切か。飼養保管は飼養保管手順書等により適正に実施されているか。)

(1) 評価結果 <input type="checkbox"/> 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。 <input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。
(2) 自己点検の対象とした資料
(3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点があれば、明記する。)
(4) 改善の方針, 達成予定時期

## 5 施設等の維持管理の状況

(機関内の飼養保管施設は適正な維持管理が実施されているか。修理等の必要な施設や設備に、改善計画は立てられているか。)

(1) 評価結果 <input type="checkbox"/> 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に維持管理されている。 <input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。
(2) 自己点検の対象とした資料
(3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点があれば、明記する。)
(4) 改善の方針, 達成予定時期

## 6 教育訓練の実施状況

(実験動物管理者, 動物実験実施者, 飼養者等に対する教育訓練を実施しているか。)

(1) 評価結果 <input type="checkbox"/> 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。 <input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。
(2) 自己点検の対象とした資料
(3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点があれば、明記する。)
(4) 改善の方針, 達成予定時期



7 自己点検・評価, 情報公開

(基本指針への適合性に関する自己点検・評価, 関連事項の情報公開を実施しているか。)

(1) 評価結果 <input type="checkbox"/> 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し, 適正に実施されている。 <input type="checkbox"/> 概ね良好であるが, 一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。
(2) 自己点検の対象とした資料
(3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点があれば, 明記する。)
(4) 改善の方針, 達成予定時期

8 その他

(動物実験の実施状況において, 機関特有の点検・評価事項及びその結果)

--